

東京都立葛飾商業高等学校（全日制課程）

いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

校長決定

1. いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 学校全体で組織的に取り組み、いじめを生まない、許さない学校づくり
- (2) 生徒からの声を確実に受け止め、生徒を守り通す
- (3) いじめを見て見ぬふりせず、声をあげられる学校づくり
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む

2. 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3. いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に行うこととする目的とし、本委員会が核となり、いじめ問題に組織的に取り組む。

イ 所掌事項

- いじめ防止の取組内容作成
- いじめに関する相談・通報
- いじめの調査、いじめの判断、情報収集と対応の検討
- いじめに対する対応、指導、報告

ウ 会議

○学期に1回「気になる生徒」のアンケートを全教職員に実施し、委員会で情報収集と意見交換をおこない、未然防止と早期発見に努め、対応を検討する。さらに情報交換会で全教職員が情報を共有する。

○いじめに対する対応、指導を実施する。

エ 委員構成

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題の対応の充実を図ることを目的とする。

イ 所掌事項

- 生徒の情報の収集および生徒状況の把握
- 生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切な連携・協力体制
- 学校いじめ対策委員会の支援

ウ 会議

- 定期的な問題行動等の情報共有と効果的対応、未然防止に関する助言・支援
- いじめの疑いがある場合、情報の収集と迅速な対応

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、総務厚生部主任、各学年主任、保護者代表、同窓会代表、近隣中学校長、地域代表、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、警察署職員、消防署職員

4. 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 教員の指導力の向上と組織的対応

- ・学校いじめ対策委員会の設置
- ・学校サポートチームの設置
- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめに関する校内研修の実施
- ・「気になる生徒」の把握と情報共有
- ・スクールカウンセラーとの全員面接の実施（1学年、1学期中）、問題を抱えた生徒がスクールカウンセラーに積極的に相談に行ける体制（通年）

イ いじめを防止し、いじめを見て見ないふりしないための取組

- ・アンケートの実施
- ・いじめ防止講話の実施
- ・都教委が作成する「いじめ防止教育プログラム」を活用し、いじめに関する授業（各学期の初め）の実施

ウ 都教委が作成する「いじめ防止カード」を活用し、生徒たちに「いじめを見て見ぬふりをしない」という意識を広め、いじめに対する具体的な行動のとり方などの働きかけ

(2) 早期発見のための取組

- ア 生徒の日常生活からいじめの発生を察知
 - ・定期的な（2回）「生活意識調査」の実施
 - ・スクールカウンセラーとの全員面接（1学年、1学期中）の実施、問題を抱えた生徒がスクールカウンセラーに積極的に相談に行ける体制（通年）
 - ・定期的な（各学期初め）担任等との面談、必要に応じてスクールカウンセラーを交えた面談を行い、面談結果が気になる場合は、学校いじめ対策委員会に報告
 - ・全教員による毎時間の校内巡回・授業参観を行い、生徒を観察
 - ・学校非公式サイトの監視と指導
 - ・生徒の行動記録の作成と活用
- イ いじめにあっている生徒、周囲の生徒からいじめの情報を受信
 - ・定期的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
 - ・スクールカウンセラーとの相談・対策
 - ・定期的な担任・養護教諭との面談・相談
 - ・全教員による毎時間の校内巡回・授業参観を行い、生徒を観察
 - ・年3回の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の取組で不登校生徒やいじめの実態を把握
 - ・学校いじめ相談メール等の実施
 - ・都教委の作成する「いじめ防止カード」の活用し、生徒たちに「いじめを見て見ぬふりをしない」という意識の拡大、いじめに対する具体的な行動のとり方などの働きかけ
- ウ いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見
 - ・「気になる生徒」教員アンケートの実施と情報共有
 - ・記録ファイルの作成
 - ・「いじめ発見チェックシート」の活用
- エ 保護者・地域との連携
 - ・学級通信、学年通信、保護者会の積極的活用
 - ・スクールカウンセラーと保護者との相談
 - ・学校サポートチームの活用

(3) 早期対応のための取組

- ア 学校全体による組織的対応
 - ・把握した情報に基づく対応方針の策定
 - ・学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化
- イ 被害の生徒・加害の生徒・周囲の生徒への取組
 - ・被害の生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用した心のケアを行い、毎日の生活全般において、複数の教員による声掛け、被害生徒の情報共有

- ・加害生徒に対する組織的・継続的な観察・指導
 - ・いじめを伝えた生徒の安全確保、いじめを伝えた生徒を守り通すことを宣言、教員同士の情報共有による見守り、保護者との連携
- ウ 教育委員会・関係機関との連携
- ・教育委員会、支援センターによる支援
 - ・学校サポートチームを通じた警察・児童相談所との連携・協力
- エ 保護者・地域との連携
- ・いじめ対策保護者会の開催
 - ・PTA の活用
 - ・地域の協力をえた登下校時の見守り

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護・ケア

- ・被害生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護
- ・スクールカウンセラーと教員との情報共有、スクールカウンセラーによる生徒、保護者のケア
- ・保健室等緊急避難措置の実施

イ 加害生徒への働きかけ

- ・警察への相談、通報
- ・懲戒処分、特別指導、出席停止
- ・スクールカウンセラーによる生徒、保護者のケア

ウ 教育委員会・関係機関との連携

- ・支援センターへの相談、連携
- ・児童相談所等、医療機関との連携
- ・東京都教育センターの「いじめ問題解決支援チーム」の活用

エ 保護者・地域との連携

- ・いじめ対策緊急保護者会の開催
- ・民生委員・児童委員との連携

5. 教職員研修計画

- (1) 「気になる生徒」の情報交換会を年3回実施し、全教員で情報を共有し、対策を講じる。
- (2) スクールカウンセラー、精神科医、福祉の専門家及び教育に関する学識経験者等による研修を実施し、専門的知識と資質の向上を図る。事例研究を実施する。

6. 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学年通信・学級通信・スクールカウンセラーだより・保護者会等により、スクールカウンセラーの活用・家庭での生徒の様子の情報提供を求め、連携強化を図る。
- (2) PTA 役員の協力を求め、被害保護者・加害保護者への働きかけ、保護者間での啓発活動など連携を強化する。

7. 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1)学校サポートチームを活用し、警察への相談、民生委員・児童委員と対応を協議する。
- (2)被害生徒や加害生徒の家庭に虐待等が疑われる場合には児童相談所、子ども支援総合センターなどの福祉機関に通報し、連携・協力を求める。
- (3)生徒に精神疾患等が疑われる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、医療機関と相談する。
- (4)被害生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合には、被害生徒の保護と周囲の生徒に被害が広がらないよう速やかに警察への通報・相談を行う。
- (5)学校サポートチームの協力による登下校時の生徒の見守り。

8. 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1)年1回、生徒、生徒保護者、教員、学校連絡協議会委員に学校評価アンケートを実施する。
- (2)未然防止、早期発見の項目
- (3)具体的な取組状況や効果を評価し、委員会を核として改善する。